

作業計画に基づく作業の実施状況等の記録

1 技術的観点から検討を行う事項

(1) 前回提示した論点

(第2回会合における対策の見直しに関する論点案)

①石綿則第35条に基づく従事労働者の記録の作成や石綿則第40条に基づく石綿健康診断の対象者の特定を適切に行うための基礎資料として、また、②行政による店社に対する指導において関係書類として検査できるようにし、解体業者等が適切に石綿ばく露防止対策を講じる動機付けするため、解体等現場ごとに、

- ・(本論点と関係ないため略)
- ・作業計画に基づく石綿発散防止・ばく露防止に関する作業の状況や石綿作業の従事労働者氏名等の記録

を行い、これを保存することが必要ではないか。

(次ページへ続く)

2 論点

作業の実施状況及び従事労働者の記録については、特に法令に基づき実施が義務づけられている事項について記録し、一定期間、保存することとしてはどうか。

(1) 作業の実施状況等の記録

記録は、現場ごとに、次の事項について日時・撮影場所・各措置の内容が分かる形で写真等により行うこととしてはどうか。

ア 事前調査結果の概要に関する掲示、立入禁止措置、喫煙等の禁止、有害性等に関する掲示(石綿則第3条第3項、第7条第1項・第2項、第15条、第33条第1項、第34条)

※掲示・表示の写真など

イ 隔離等の措置(石綿則第6条第2項第1号～第7号、第3項)

※セキュリティーゾーンや集じん・排気装置の写真、点検状況・結果(計測機器のメーター等)が分かる写真など

ウ 作業の順序ごとの作業状況(湿潤化、保護具を含む)(石綿則第4条、第13条、第14条)

※作業計画に記載されている作業の順序ごとに、作業の状況、湿潤化の手段(散水か飛散防止剤使用か等)や湿潤化の状況、作業中の保護具等(呼吸用保護具・作業衣・保護衣)の着用状況が分かる写真など

エ 石綿含有建材の運搬・貯蔵時等の確実な包装等(石綿則第32条第1項から第4項まで)

※包装(荷姿)の写真など

オ 作業場外に持ち出す際の器具・保護具等の付着物の除去又は梱包(石綿則第32条の2、第46条第2項)

※付着物の除去状況の写真、または梱包した場面の写真など

(2) 従事労働者の記録

作業計画に記載されている石綿を取り扱う作業の順序ごとに、当該作業に従事した労働者・周辺労働者(注)の氏名と当該作業日

(注)石綿則第35条及び石綿則第40条の対象となりうる者。具体的には、石綿則第15条により関係者以外の立入禁止措置を講ずべき作業場における作業に従事した労働者を想定(石綿等の密閉等により石綿の粉じんが発散しないよう措置された場所における石綿の粉じんにばく露するおそれがない作業を除く。)(参考:平成20年11月26日基発第1126001号)